

東京都内の農地^{*1}を10年以上 貸借した貸主に奨励金が交付されます

～令和7年度より奨励金の交付額を増額しました～

農地長期貸借促進奨励事業^{*2}

^{*1} 市街化区域の生産緑地以外の農地(宅地化農地)を除く
^{*2} 東京都事業

生産緑地

都市農地貸借円滑化法により期間10年以上の賃貸借(有償)をした貸主に対して、1,000㎡(10アール)当たり下記の額を交付

生産緑地

1,000㎡あたり

1,200,000円

≪借主要件≫

貸主(法人は代表)と2親等内以外の者など



市街化区域外の農地

農地中間管理事業法により一定の要件を満たした借主に期間10年以上の賃貸借(有償)もしくは使用貸借(無償)をした貸主に対して、1,000㎡(10アール)当たり下記の額を交付

農振農用地

1,000㎡あたり

400,000円

上記以外の農地

1,000㎡あたり

200,000円

≪借主要件≫

- 貸主(法人は代表)と2親等内以外の者など
- 以下のいずれか1つ以上を満たしている者とする

- ① 認定農業者
- ② 認定新規就農者
- ③ 地域計画のうち目標地図に位置づけられている又はそのことが確実に見込まれる者及び法人
- ④ 奥多摩町、利島村、御蔵島村、青ヶ島村は町村内の在住者及び在住法人
- ⑤ 東京農業アカデミー八王子研修農場又は東京都農林総合研究センター農業技術研修園芸コースにおいて農業研修を受講し、修了した又は修了の見込みのある者
- ⑥ 都内区市町村が実施する農業者育成を目的とした研修制度において農業研修を受講し修了した又は修了の見込みのある者
- ⑦ 東京都指導農業士又は都内認定農業者の指導による農業研修を年間250日以上受けた者(ただし、指導農業士等が貸主の2親等以内の親族でない場合に限る。)



* 交付金額は、申請地の一筆ごとの面積(10㎡未満切捨)に上記の単価を乗じた金額となります。

* 農地の貸借開始から3カ月以内に交付申請する必要があります。

裏面へ続く

申請への
ステップ

1

貸主と借主で 10 年以上の貸借の手続きを行います



貸 主



貸借

生産緑地

都市農地貸借円滑化法
賃貸借（有償）

市街化区域
外の農地

農地中間管理事業法
賃貸借（有償）
使用貸借（無償）



借 主

申請への
ステップ

2

奨励金の申請は、貸借を開始した日から
3 ヶ月以内に区市町村の窓口へ



貸 主



申請



区市町村の農業関係課・
農業委員会の窓口

注意

奨励金を返還する必要となる場合があります

奨励金交付後に 10 年未満で貸借を解約したときは原則奨励金を返還しなくてはなりません
※事業対象となる貸借は解約に借主の同意が必要です

◆次の事項を除きます
（主なもの）

- ㊦ 災害により耕作が困難になったことによる解約
- ㊦ 対象農地が公共の用に供することによる解約
- ㊦ 借主の死亡、若しくは農業に従事することを不可能にさせる故障等に至ったことによる解約
- ㊦ 10 年未満でその貸借を解約した後、6 ヶ月以内に新たに対象になる借主への貸借が行われたとき など

連
絡
先

〒151-0053

東京都渋谷区代々木 3-25-3 あいおいニッセイ同和損保新宿ビル 10 階
一般社団法人東京都農業会議 業務部

下記に記載の電話・FAX からご連絡ください

TEL : 03-3370-7146 FAX : 03-3379-7627

ホームページURL : <https://www.tokaigi.com/pages/132/>



令和 7 年度 農地長期貸借促進奨励事業資料

令和 7 年 4 月